

# 保存版

【見やすい場所に掲示してください】

平成26年7月9日

海老名市立 小・中学校保護者 様

海老名市教育委員会

## 悪天候（台風等）による臨時休業措置について（通知）

保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろより海老名市教育委員会ならびに市内小中学校の教育活動にお力添えを賜りまことにありがとうございます。

さて、標記の件について、市内小・中学校の保護者の皆様に平成22年10月12日付にてご通知いたしました。平成25年8月30日（金）より「特別警報」の運用が開始されたことに伴い、下記のとおり判断の原則・周知方法等を定め、保護者の皆様にお知らせすることといたしました。

ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

## 記

午前6時の時点で特別警報、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報が発令されている場合は臨時休業を検討します。

該当区域は「神奈川県全域」または「神奈川県東部全域」または「湘南区域全域」または「海老名市」です。

臨時休業の場合や登校時間を遅らせる場合は連絡網が回ります。

◎午前6時の時点で警報が発令されている場合、次の(1)～(3)の判断をします。

(1) 臨時休業の措置……………連絡網で連絡が回ります。

(2) 登校を遅らせる措置……………連絡網で連絡が回ります。

- ・ 3校時から授業を行うこととします。
- ・ 給食は通常どおり配食されます。
- ・ 安全に十分注意して、\*無理のない登校をさせてください。  
\*たとえば、登校時点の天候やご自宅付近の道路状況等から、登校に危険があると保護者が判断される場合には登校を見合わせてください。

(3) 通常登校の場合……………連絡網は回りません。

- ・ 安全に十分注意して、\*無理のない登校をさせてください。  
\*たとえば、登校時点の天候やご自宅付近の道路状況等から、登校に危険があると保護者が判断される場合には登校を見合わせてください。

※ (1)～(3)のいずれの場合にも中学校における部活動の早朝練習は中止とします。

気象警報・注意報の発表について

【参考】

気象庁では、平成 22 年 5 月 27 日から、「海老名市に大雨警報を発表」のように、すべての気象警報・注意報について、原則として個別の市町村を対象として発表することに改善しました。

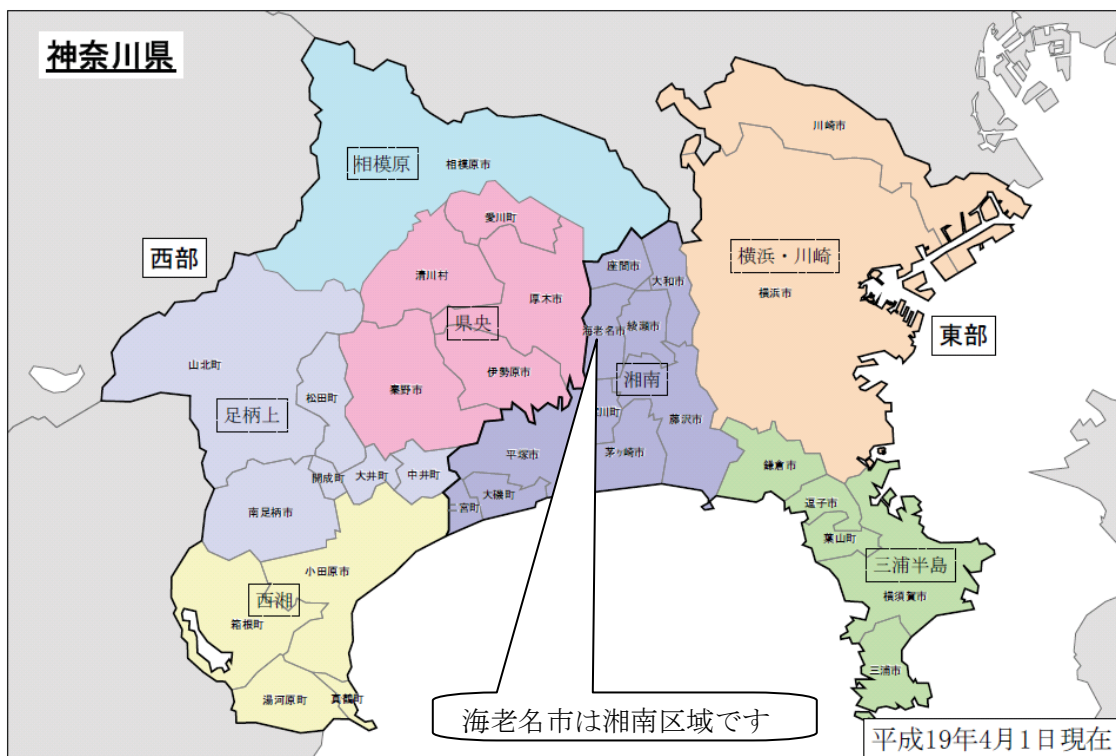
また、大雨警報を発表する際には、特に警戒を要する災害を、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」のように警報名と併せて知らせることになりました。

さらに、平成 25 年 8 月 30 日（金）より警報に加え、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける事になりました。

大雨などの警報が発表された際にはテレビやラジオなどで放送されます。その際、それぞれのメディアの特性によって、より早く、より分かりやすく伝えるため、複数の市町村をまとめた地域の名称を用いて放送される場合があります。

海老名市は次が該当の区域になります。

府県予報区	一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東部	湘南	海老名市



テレビやラジオのほか、市町村ごとに発表される気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイトで確認することができます。